

第40号議案

加東市体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月3日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市体育施設条例の一部を改正する条例

加東市体育施設条例（平成18年加東市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 体育施設の維持管理に関すること。
- (2) 教育委員会の承認を得て体育施設の開館時間及び休館日の変更を行うこと。
- (3) 体育施設の使用許可及び取消しに関すること。
- (4) 体育施設の使用料の徴収に関すること。
- (5) 教育委員会の定める基準により、体育施設の使用料の減免及び還付を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第4条から第9条まで及び第12条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第14条 教育委員会は、法第244条の2第8項の規定により、体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表第2、別表第3及び別表第4に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第6条（見出しを含む。）から第8条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第40号議案 要旨

加東市体育施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

体育施設について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）による管理及び利用料金の収受を可能とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 指定管理者が体育施設の管理を行うことができる規定を加えること。（第13条関係）
- (2) 指定管理者が利用料金を収入として収受することができる規定を加えること。（第14条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(物品販売等の禁止)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(物品販売等の禁止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第13条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>体育施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育委員会の承認を得て体育施設の開館時間及び休館日の変更を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>体育施設の使用許可及び取消しに関すること。</u></p> <p>(4) <u>体育施設の使用料の徴収に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育委員会の定める基準により、体育施設の使用料の減免及び還付を行うこと。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。</u></p> <p>2 <u>指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第4条から第9条まで及び第12条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第14条 教育委員会は、法第244条の2第8項の規定により、</p>

(委任)
第13条 (略)

体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表第2、別表第3及び別表第4に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第6条（見出しを含む。）から第8条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)
第15条 (略)